

2019確定申告の準備と班会に参加しましょう

2019確定申告が始まります。 30年度から配偶者特別控除の改正があります。

今週の商工新聞に支部ごとに確定申告の会場の案内を、自主計算書・月別経費一覧表・民商用確定申告書Bの用紙と共に折り込みました。早めに班会に参加し申告を完成させましょう。

さいたま市外の会員さんは事務所に越してください。申告時期は大変込み合いますので、必ず電話で予約をお願いいたします。

平成30年より配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました。

①配偶者特別控除が拡大され、妻の年収が103万円超150万円以下なら、夫は配偶者特別控除として38万円の所得控除が受けられるようになりました。(夫の年収が1120万円以下・合計所得が900万円以下)

②配偶者控除の対象となる妻の年収の上限は引き上げられますが、控除額は、夫の所得により逡減・消滅します。奥様がパート・社員で働いている場合、奥様の源泉徴収票をお持ちください。

持ってくるもの

◎平成29年分の決算書(青色申告の場合)・確定申告書の控え・消費税申告書の控え(消費税申告がある場合)◎税務署から届いている申告書・決算書などの用紙◎国保・年金30年1月～12月の支払い合計額がわかるもの*国保・年金の納付証明書の貼付が義務づけられています。◎生命保険・地震保険・住宅控除の控除証明書(税務署証明書)◎医療費の領収書(医療費控除を受ける場合)◎寄付金控除がある場合は寄付先が発行した受領書◎扶養家族の氏名、生年月日◎30年分の自主計算書、決算書をできるだけ完成してお持ちください。◎年金受給者は、公的年金等の源泉徴収票◎筆記用具・計算機・印鑑

☆マイナンバーの記載の必要はありません☆

☆署名にご協力ください。

☆会費納入にご協力ください。

☆第50回3・13集団申告会場は、3月13日(水)上落合公園で行います。

浦和 民商 ニュース

発行
浦和民主商工会

www.minsyoo.jp

さいたま市浦和区
本太5-38-3

Tel

886-5200

FAX

886-5454

メール:

urawa@minsyo.jp



埼玉県商工団体連合会婦人部協議会 春のつどい開催

2019年1月23日(水)午前11時より大宮駅西ロデッキで消費税増税反対署名の街頭宣伝を行いました。参加は全県民商から30名。浦和から7人が参加しました。1時間の行動で署名が118筆集まり、消費税賛成?反対?



シールは93人の方が参加し、消費税賛成は9名、反対は84名でした。若い方の反応が良くなかったのが気になりましたが、50歳以上の方は関心が高く熱心に話をしてくださる方もいました。午後は与野本町コミュニティセンターに移動しお弁当を頂きながら春のつどいを開催、約70名の方が参加しました。

会長の五十嵐美恵子さんはあいさつのなかで「今私たちの周りで大変なことが起こっている。消費税・憲法改正・そして辺野古問題など政府の対応には首をかしげることばかり。このままではどんどん悪い方向にいつてしまう、そうならないためにみんなで運動をしましょう。」と訴えました。

1部は「安倍首相に物申す!」と題して1人ずつメッセージを書いてタペストリー作品を作りました。



2部は埼玉東民商事務局長の高橋清治さんのギターに合わせて合唱をしました。高橋さんは作詞作曲された「民商へどうぞ」を披露、優しく明るいなじみやすい歌なので教えてもらいながら歌いました。最後は全員で円を作り民商音頭を踊り終了となりました。

春の運動資金納入のお願い

2月・3月の会費に、2,000円が加わります

会員の皆さん、お仕事ご苦労さまです。なんとしても自らの営業とくらしを守り、消費税増税を阻止するため、市内業者や市民に消費税・税金のあり方の宣伝や商工新聞・仲間を増やす大運動を今こそ進めなければなりません。

長引く不況の中、家計も大変厳しいと思いますが、宣伝チラシ、宣伝カーの運行、ラジオコマーシャル、確定申告の手引きや申告書作成のための様々な資料、申告書作成会の会場費、班会の案内等、多くの資金が必要です。

この春の運動を成功させるため、例年通り、2月、3月の会費に加え、それぞれ、2,000円の運動資金をお願いします。

なお、特別の事情で減額を希望する方、納入が困難な方は、役員・事務局集金の係りの方まで遠慮なくお申し出下さい。なお、できる方は1口でも多くの募金をお願いします。

浦和民主商工会 会長 香田政則
会計 佐藤信一

